

審査基準、標準処分期間および処分基準

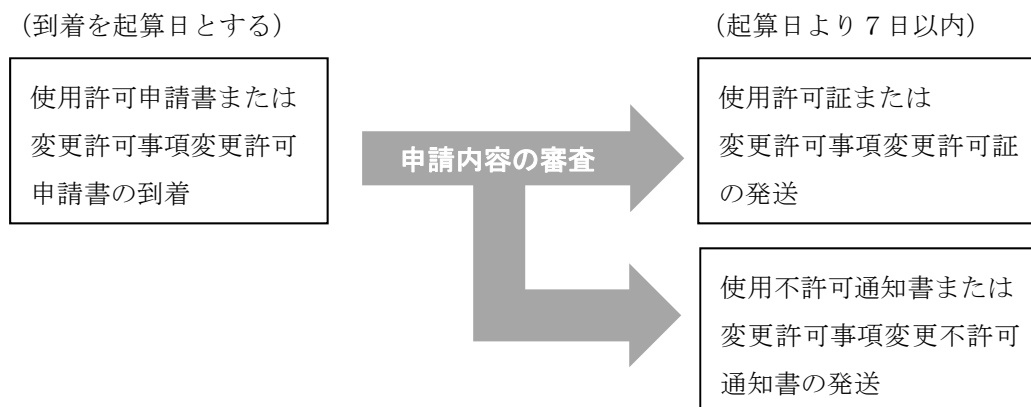
- ・使用許可・制限については、千葉市少年自然の家設置管理条例及び千葉市少年自然の家管理規則に則り運用します。

1 審査基準

- ・以下について使用を許可します。
 - a. 使用できる人
 - 義務教育諸学校
 - 少年団体（中学生以下の子の健全育成を目的とし、原則使用者の半数以上が中学生以下の子である団体）
 - 家族
 - 高校生以上の者で構成される団体
 - その他、千葉市が使用を認めたもの（1人での使用を含む）
 - b. 使用の許可項目
 - ・利用区分毎の申請期間内に必要な使用書類を提出すること。
 - ・使用の不許可に該当しないこと。
 - ・使用にあたって、体験活動を行うこと。

2 標準処理期間

- ・使用許可申請または変更許可申請が自然の家に到着してから7営業日（開所日）以内に使用許可または不許可の返信を行います。



3 処分基準

(1) 使用の不許可

- ・以下の活動を目的とした利用は許可しません。
 - 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
 - もっぱら営利を目的と認められるとき
 - 少年自然の家の施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
 - 反社会的な組織等へ利益となると認められるとき

(2) 使用の制限等

・以下のような場合は、市と協議の上、使用を制限する場合があります。

○少年自然の家設置管理条例及び同管理規則に違反したとき

○使用の権利を第三者に譲渡または転貸したとき

例：団体が使用の申請をし、許可のおりた内容を 他の団体へ譲渡すること等

○許可された内容(活動等)を許可なく変更したとき

例：虚偽の申請、申し込み内容と利用内容が大幅に異なる活動、
正当な理由のない利用人数の大幅な減少等

○公序良俗を乱すおそれのあるとき

○少年自然の家のスタッフの管理上必要な指示に従わないとき